

令和 3 年 1 0 月 1 日

諮問番号 3 茅監第 6 号

審査庁 茅ヶ崎市監査委員

事件名 特定日付茅ヶ崎市職員措置請求に関する監査委員協議の逐語録の非
公開決定処分に対する審査請求

答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件、行政文書の公開請求について、茅ヶ崎市監査委員（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 1 月 5 日付け 2 茅監第 6 2 号により行った非公開決定処分は、妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 2 年 1 2 月 2 4 日付けで、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 6 1 年茅ヶ崎市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、実施機関に対し、「特定日付茅ヶ崎市職員措置請求に関する監査委員協議の逐語録」（以下「本件請求対象文書」という。）の行政文書公開請求（以

下「本件行政文書公開請求」という。)を行った。

- 2 実施機関は、令和3年1月5日付けで、「職員措置請求（住民監査請求）への対応については、監査委員の合議により監査結果の通知をもって請求人に示すものであり、その性質上、監査の過程に関する各委員の発言記録を作成することになれば、監査委員協議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、監査委員協議の上、作成しないものとしている」という理由により、文書不存在による行政文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年3月9日付けで、実施機関の教示により、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、条例第4条の規定に基づく本件行政文書公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 条例第6条では、非公開情報が含まれている場合であっても、これを除き一部公開しなければならないことを定めている。審議に影響を与える非公開の情報が含まれていても、これを黒塗りなどで除くことができるので、議事録を作成しない理由にならず、議事録を作成しても審査に影響を与えることは防げる。

- (2) 茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第13条は市政に関する市の市民に対する説明責任を定めており、また同条例第23条では市の実施機関である監査委員は監査の結果を分かりやすく公表するよう努めなければならないと定められていることから、実施機関には説明責任がある。
- (3) 令和2年3月26日に公布された茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号。以下「管理条例」という。）第4条には、実施機関である監査委員は説明責任の達成に資するため、当該実施機関における意思決定に至る過程並びに事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、行政文書を作成することが義務付けられている。
- (4) 管理条例の公布を受けて、令和2年10月に作成された行政文書に関する指針（以下「指針」という。）においても、経緯を含めた意思決定に至る過程に関する文書を適切に作成する必要性を定めていることから、実施機関には議事録作成の義務がある。
- (5) 条例第5条第3号は、市の内部機関における審議、検討又は協議に関する情報公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるときは公開の義務がないことを定めているが、これをもって議事録の作成義務がないことにはならない。
- (6) 事務の執行を監査する立場にある実施機関だからこそ、なおさらのこと議事録を作成しないことはあってはならない行為であり、文書不存在を信じることはできない。

第3 実施機関の考え方

実施機関の考え方は、概ね次のとおりである。

本件請求対象文書は、本件処分理由のとおり物理的に存在しなかった。

また、請求人の審査請求の理由は、逐語録作成の必要性を提起するものであり、本件処分についての取消しを求める不服とは言えず、本件処分には、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 本件請求対象文書について

審査請求人は、「特定日付茅ヶ崎市職員措置請求に関する監査委員協議の逐語録」について、本件行政文書公開請求を行った。

実施機関は、監査委員協議の逐語録については作成しておらず、保有していないとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求対象文書の不存在を理由とする本件処分の取消しを求めている。

実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、本件請求対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件請求対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会が、本件請求対象文書の保有の有無について、実施機関に対して意見聴取を行ったところ、以下の事情が確認された。

ア 監査委員協議の逐語録については、法令等で作成しないものとするという規定はないが、その性質上、監査の過程に関する各委員の発言記録を作成することになれば、監査委員協議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、監査委員協議の上作成しないものとしている。

イ 監査委員協議の結果については、指針に基づき、協議結果として概要を作成している。概要の作成に当たっては、音声データは採録しておらず、担当者のメモを基にしている。

なお、当該協議結果については、別の公開請求に基づき、審査請求人に対し公開している。

ウ 職員措置請求（住民監査請求）への対応については、監査委員の合議により監査結果の通知をもって請求人に示すものであり、当該監査結果に全ての協議内容を示している。

(2) 上記の事情により本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明は不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事実も認められない。

よって、実施機関が本件請求対象文書を作成し、保有しているとは認められない。

3 その他

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれもこの判断を左右するものではない。

以上のことから、本件請求対象文書を不存在として非公開決定とした本件処分は、妥当であると判断した。

第5 審査会の付言

管理条例が施行される令和3年3月31日までは、廃止前の茅ヶ崎市行政文書管理規則（平成13年茅ヶ崎市規則第32号）第6条の規定により「事務処理に当たっては、処理の内容（意思決定の過程及び行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」とされ、実施機関については、改正前の茅ヶ崎市監査委員の所管に係る茅ヶ崎市情報公開条例施行規程（平成13年茅ヶ崎市監査委員告示第8号）が定められており、同様に文書の作成が義務付けられていた。

実施機関においては、これまで監査委員協議に関する会議録等を作成して

いなかったが、管理条例の公布を契機として策定された指針を踏まえ、協議結果として概要を作成することとしている。

他方で、監査委員協議結果の「概要」欄においては、議事の内容が相当簡潔に要約されていることがうかがわれる。

管理条例は、「市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること」（第1条）を目的としている。その上で、行政文書の作成について「実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」（第4条）と規定している。

管理条例の趣旨に鑑みると、本件処分当時における記載の程度では十分なものとは認められない。実施機関においては、協議結果の記載方法について引き続き検討していきたいとのことであったが、意思決定に至る過程を合理的に跡付けることができるような記載内容とすることを望むものである。

第6 審査会の処理経過

令和	2年	12月	24日	行政文書公開請求書受付
令和	3年	1月	5日	行政文書非公開決定処分
令和	3年	3月	9日	審査請求
令和	3年	4月	27日	諮問
令和	3年	5月	24日	審議（第1回審査会）
令和	3年	7月	7日	審議、意見聴取及び意見陳述（第2回審査会）
令和	3年	8月	23日	審議（第3回審査会）
令和	3年	10月	1日	審議（第4回審査会）

令和 3年10月 1日 答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）

大川 宏之

笠間 透

熊澤 弘司

原口 佳誠